

# 港区業務継続計画【震災編】概要版

平成31年3月27日 資料No.7-2  
総務常任委員会

防災課

## 業務継続計画

区が被災した状況下においても区民の生命や財産を守るため、優先的に実施する業務の選定と、そのために必要な体制、執務環境、必要な資源確保等について定め、業務の継続性の確保を図るものです。区は、港区業務継続計画を平成21年度に策定し、平成23年、平成26年に改定を行いました。

## 改定の背景、教訓

### 【港区地域防災計画の修正】

平成29年3月に港区地域防災計画を修正しました。要配慮者への支援や物資の受入・配布などを重点事項として盛り込むとともに、高層住宅の震災対策や帰宅困難者対策など区の特性を踏まえた計画としています。

### 【熊本地震の教訓】

平成28年4月に発生した熊本地震では、救援物資の円滑な受入・配布ができなかったことなど、他の自治体等との連携が課題でした。これを受け、内閣府は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」を、東京都は「東京都災害時受援応援計画（平成30年1月）」を策定しました。

## 業務継続計画の主な改定のポイント

### 【① 優先すべき通常業務の精査】

応急対策の基本である、発災後72時間は極めて重要な時間帯であることを踏まえ、在宅の高齢者や障害者への支援など、区民の生命に係る通常業務や区民生活に重大な影響のある通常業務を除いて、通常業務は原則として停止することとしました。

### 【② 各部の緊急時優先業務の明示】

災害時の応急対策業務、優先すべき通常業務及び優先度が高い復旧・復興業務を表す「緊急時優先業務」について、部ごとに実施する業務を明記するとともに、各部が連携して実施する業務については図で表すなど、分かりやすく表記しました。

### 【③ 受援体制の整理】

他の自治体からの応援を受け入れる（受援）業務を特定し、避難所運営や被災証明の発行など、他の業務に優先して応援を受ける業務を示しました。また、災害時協力協定を締結している自治体や民間団体との平時からの連携強化について記載しました。

## 港区業務継続計画【震災編】

### 第1章 計画の目的（本編 P1～）

震災が発生した場合に区が最優先に行う業務を事前に定め、最短の期間で事業の復旧及び平常区政への復帰を図ることを目的とします。

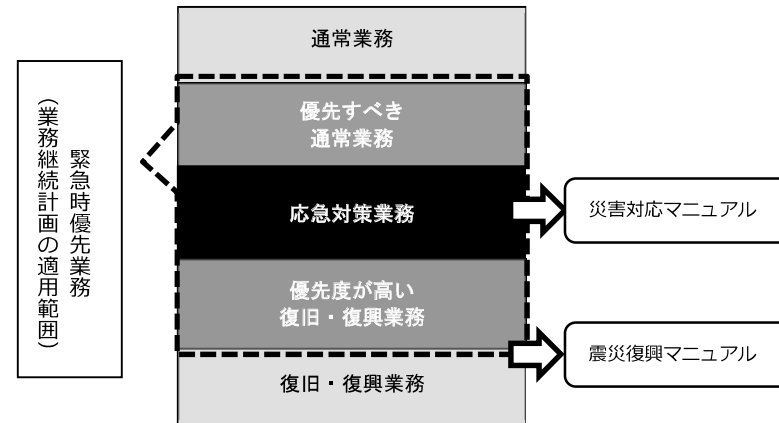
### 第2章 事態想定（本編 P3～）

【地震の規模】東京湾北部地震 M7.3（震度7、区内最大震度6強）  
【時刻】冬の夕方18時 【風速】8m/秒  
【被害想定】死者200人 負傷者9,127人  
全壊2,150棟 焼失276棟

### 第3章 基本的な考え方（本編 P6～）

#### ○本計画の適用範囲

緊急時優先業務



#### ○基本方針

- ・区民の生命や財産等を守ります（緊急時優先業務の実施）
- ・緊急時優先業務を実施するために必要な資源を全庁的な視点で確保・調整します（緊急時優先業務のための資源確保）
- ・優先度の低い通常業務は積極的に休止・抑制します（緊急時優先業務のための体制確保）

### 第4章 緊急時優先業務（本編 P11～）

#### ○業務開始目標時期

緊急時優先業務開始目標時期については、1週間以内を6区分とし、1週間～2週間については、緊急時優先業務の対象範囲ではありませんが、復興期に向けた時期として記載し、7区分としています。

発災後72時間は原則として通常業務を停止します。

#### ○部署別の緊急時優先業務

災害時の応急対策業務、優先すべき通常業務及び復旧・復興業務を表す「緊急時優先業務」について、部署別に業務開始目標時期と業務内容を明記しました。

#### 部署別の緊急時優先業務の例（災対産業・地域振興支援部）

（●：主管業務、○：他の部を応援する業務）

業務開始目標時期	応急対策業務 及び 優先度の高い復旧・復興業務	優先すべき通常業務
1時間以内	●初動対応（来庁者の保護・職員の安否確認など）	
3時間以内	○帰宅困難者対策【主管：災対各地区本部】	
12時間以内		
1日以内	○救援物資の収集・配布【主管：災対総務部】	
3日以内	●港区多言語支援センターの設置、国際防災ボランティアの参集、活動支援 ○応急給水【主管：災対街づくり支援部】	
1週間以内	●区内事業者の被害状況等の把握	
1週間～2週間（復興に向けた期間）	●被災中小企業者の早期再建を図るための融資事業 ●被災中小企業者の早期再建を図るための商工相談 ●一時的な事業スペースの確保支援	●消費生活相談

※下線は「優先すべき復旧・復興業務」を表しています。

### 第5章 必要な人的資源（本編 P32～）

#### ○職員の確保

緊急時優先業務の実施に必要な職員体制を算定し、地震が発生した場合の職員確保のための取組について記載しました。また、持続可能な態勢を確立するため、交代制（ローテーション）勤務等について考え方を整理しました。

	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1～2週間
必要な職員数	102	408	653	904	1,367	1,859	1,783
参集予測人数	219	409	1,103	1,103	1,725	1,946	2,097

改定ポイント③

#### ○受援

災害時協力協定を締結している自治体や民間団体との平時からの連携強化について記載しました。また、優先して応援を受け入れる業務を整理しました。

（●応援要請時期の目安 ⇄業務のピーク）

業務	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1～2週間
避難所運営業務				●	⇄		
救援物資の収集・配布業務					●	⇄	
区有施設の応急危険度判定業務				●	⇄		
被災住宅の応急危険度判定業務					●	⇄	
医療救護活動業務				●	⇄		
住家被害認定調査・被災証明発行業務						●	⇄

### 第6章 必要な物的資源（本編 P49～）

庁舎	本庁舎や各地区総合支所は新耐震基準の1.25～1.5倍の強度を有しています。第1優先の代替施設となる「みなとパーク芝浦」は、大幅な防災機能の強化が施されています。
電力	庁舎非常用発電機の燃料は、本部・各地区本部庁舎で3日以上備蓄しています。非常用電源の供給先は、各本部が設置される場所としています。
情報通信	通信規制の影響を受けない災害時優先電話を庁舎に整備しています。避難所等に特設公衆電話回線を357回線整備しています。
情報システム	サーバーの転倒防止やデータのバックアップ、非常用電源からの電源確保対策をしています。
食料・飲料水、トイレ等	職員のための食料や水を3日分備蓄しています。区有施設にマンホールトイレ等を整備しています。

### 第7章 計画の推進と改善（本編 P64～）

計画の推進と改善にあたっては、PLAN（計画の策定）、DO（対策等の実施）、CHECK（点検・検証）、ACTION（計画の見直し）というPDCAサイクルを通じて、業務継続計画の持続的改善を進めます。

改定ポイント①

改定ポイント②